結核に係る定期健康診断実施報告書(令和 年度実施分)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定により、定期の健康診断を実施しましたので、同法第53条の7の規定に基づいて下記のとおり報告します。

松江伊梅彭	医事難病支援課	行	FAX: 0852-21-2770
松仏木健別			FAX: 0852-21-2770 メールアドレス: matsuehc-tb@pref.shimane.lg.jp

対象機関名称							連絡	上	担当者			
(代 ———	表者	名) ————					(生)和 /)L	電 話			
対象标	幾関σ	の住所										
				①医療機関	②介護老人 保健施設 3 ^社		土会福	上会福祉施設		④学校		⑤刑事施設
				職員	職員	職員	Ĺ	入 (65岸	所者 装以上)	職員	学生 (入学時)	入所者 (20歳以上)
定期	明健康	表診断 対	対象者数(A)※1									
脂	9部工	- -ックス線	撮影者数(B)								_	
	内	間]接撮影者数									
	訳	直接撮	影者数(CT検査含む)									
要精	密	検査	対 象 者 数 ※2									
精	密	検査	受診者数									
	- 	直	接撮影者数									
	内	СТ	Γ撮影者数									
	訳	カ	くたん検査者数									
精密	ź		音と診断された者									
検査 結果	結		のおそれがあると 断された者									
(定其	月健診	 ジ)未受記	诊者数 (A)−(B)									
			退職·休職			Ī						
			退学•休学									
未受	受診理	里由	妊娠等									
			訳受診勧奨中				\dashv				<u> </u>	
			※その他の理由			l						
【備考】※その他の未受診の理由について記載してください。												

- ※1 この報告は、定期健康診断(労働安全衛生法にもとづく健康診断)や人間ドック等の健康診断を他で受け、その証明書等を実施者が確認した 者を含めて記載してください。
- ※2 要精密検査対象者数については、すべての疾患が対象です(結核以外も含む)

【健診及び報告の義務がある施設一覧】

【健診及い報音の義務がある肥設一見】							
施設区分		実施義務者	対 象 者	検診実施回数			
1	病院·診療所	事業所の長	「職員」				
2	介護老人保健施設	事業所の長	「職員」				
3	社会福祉施設	「職員」:事業所の長 「入所者」:施設の長	「職員」及び「65歳以上の入所者」	毎年度もしくは 入学年後			
	小学校•中学校 等	事業所の長	「職員」	八子干饭			
	大学(短期大学含む)・高等学校・ 高等専門学校・専修学校又は各種学校	「職員」:事業所の長 「学生」:施設の長	「職員」及び「本年度入学した学生」				
(5)	刑事施設	施設の長	「20歳以上の収容者」				